

令和 9 年度沖縄市平和大使県外研修業務委託 概要仕様書

第 1 章 名称

令和 9 年度沖縄市平和大使県外研修業務委託

第 2 章 委託期間

契約締結の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで（※予定）

第 3 章 業務の概要

戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを学び、平和への想いを次世代に継承する人材を育成することを目的に行われる、平和大使県外研修について、安全・円滑に実施できるよう業務を委託する。

第 4 章 業務の内容

- （１）「第 5 章 仕様について」に基づき、研修の実施に必要なすべての手配・支払を行うこと。
- （２）現地でのサポート及びトラブルへの対応。

第 5 章 仕様について

1 目的地

長崎県

2 日程

令和 9 年 8 月 8 日（日）から令和 9 年 8 月 1 0 日（火）の 2 泊 3 日

3 参加人数

2 3 名

内訳：沖縄市内中学生 1 7 名
沖縄市民社会人 3 名
本市職員（引率者） 3 名

4 移動手段

航空機、新幹線、鉄道、貸切バス等、適切な交通手段を提案すること。

(1) 貸し切りバスについて

- ① 沖縄市役所を起点として集合及び解散とし、本市職員及び添乗員含め全員で移動すること。
- ② 24 名（添乗員を含む）が乗車し、かつ、人数分の荷物を積載可能な車両とすること。
- ③ 一般貸切旅客自動車運送事業許可を有するバス事業者であること。
- ④ 運転士は、研修生または教習生ではなく、手配するバス事業者に直接雇用され、実務経験を有する者とする。

5 宿泊施設の利用条件

(1) 安全・安心な、環境面に配慮され、適合マークの交付を受けていることが望ましい。

※適合マークの交付を受けている施設については資料を添付すること。

(2) 全員の同宿が可能な施設であること。

(3) 部屋の配置については、以下のとおりとする。

- ① 中学生 17 名の部屋配置について、以下のいずれか、もしくは同等の条件であれば可とする。

ア：2 名部屋を 7 室、3 名部屋を 1 室

イ：3 名部屋を 6 室

ウ：4 名部屋を 3 室、5 名部屋を 1 室

- ② 社会人及び本市職員の 6 名は 1 名部屋を 6 室とする。

(4) 客室は安全と衛生に配慮し、空調設備と宿泊人数分の消毒された清潔な寝具を用意し、また、各室にアメニティ（バスタオル、フェイスタオル、ボディーソープ、シャンプー、リンス、歯ブラシ）やドライヤーが備え付けられており、宿泊料に含まれていること。

(5) 現地の災害等情報収集のため、職員の居室には地上デジタル放送が視聴可能なテレビが備え付けられていること。

(6) 禁煙フロア及び客室が望ましいが、困難である場合、客室にタバコの臭いが残らないよう対応すること。

(7) 部屋の配置は、1 名につきベッド 1 台もしくは 2 畳程度を確保し、各室にトイレ、浴室、洗面設備が整っているものであること。また、中学生が使用する全てのフロアに引率職員の居室を確保すること。

(8) 朝夕食の会場は原則宿泊施設内にあり、一度に全員が取れること。

(9) 食事は、調理方法・衛生面に配慮がなされ、食物アレルギーに対応したメニューを提供できること。

6 食事に関して

- (1) 昼食については弁当でも可とするが、調理方法・衛生面に配慮がなされ、食物アレルギーに対応したメニューを提供できること。
- (2) 食事は、席を確保し一度に全員が取れること。
- (3) 屋外活動時には、参加者に対して1人1本飲料(500ml以上)を支給すること。

7 旅程の安全管理

- (1) 以下の内容を記載、または添付にて提出すること。
 - ①本業務に同行する添乗員については、国内旅程管理主任者以上とすること。
 - ②参加者20名に掛ける国内団体旅行傷害保険の特約及び内容を明記すること。
- (2) 病気・ケガ等の対応について
 - ①病気・ケガ等が発生した場合、研修場所から病院または宿泊施設への往復の移動手段、延泊・帰沖を含む、交通手段・宿泊施設の確保等の対応をすること。

8 旅行の企画提案

- (1) 平和学習にふさわしい内容で企画提案をすること。
- (2) 以下の内容を含めた旅程企画を行うこと。
 - ①長崎原爆資料館の見学。
 - ②長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典へ中継会場(出島メッセを予定)から参加。
 - ③青少年ピースフォーラムへの参加。(2日間)
 - ※以下の日時、場所、内容は現時点で予定であり、主催団体からの案内があり次第、行程や手配内容の調整をするものとする。
 - ※①日時：8月8日(日)14時30分～17時30分、場所：平和会館、内容：講話およびフィールドワーク。②日時：8月9日(月)14時～16時、場所：出島メッセ長崎、内容：意見交換会。
 - ※申込は本市で行うものとする。
 - ④献花の時間を設けること。
 - ⑤上記①～④以外の平和学習を1つ以上提案すること。
- (3) 日程には、日時を含め時系列を記載して提案をすること。
- (4) 企画書は、以下の内容を留意して提出すること。
 - ※「研修日程」、「訪問施設」、「移動手段」、「宿泊施設」を記載し、実施に変更がないこと。ただし、天災・社会経済急変その他、不測の事態による変更は除く(変更の場合は、本市と協議を行うこと)。
- (5) 式典への参列、青少年ピースフォーラムへの参加が不可となった場合や不測の事態により、研修日程に空白が生じた場合を含めて、以下の例を参考に代替案も提案すること。

【例】

当初	変更後
式典への参列	⇒〇〇〇資料館の見学
全国平和サミットへの参加	⇒〇〇施設での交流 または、〇〇〇公園見学

(6) 受託者は、以下のものを提供すること。

- ・「研修のしおり作成に必要な資料」
- ・「連絡体制一覧（事故防止、安全対策、荒天時対応）」
- ・「宿泊地での災害時等緊急連絡先」
- ・「旅行保険書類」
- ・「宿泊施設の案内書（施設全体の平面図、客室配置図）」
- ※避難経路を示すこと
- ・「食事内容（標準献立等）」

(7) 受託者と本市で、参加者へ詳細説明をする。

※契約締結後、速やかに実施までのスケジュールを本市に提出すること。

9 支払い方法

(1) 請求額は、以下のとおり、①～③に分けて請求すること。

引率する職員の旅費・・・①

それ以外の委託費・・・②

参加者の保険料・・・・・・③

(2) 委託は概算契約を想定しており、人数や旅程等の変動に応じて精算するものとする。

(3) 精算時には支出明細を添えて提出し、必要な検査を受けるものとする。

(4) 委託費の支払い方法は、後払いとする。受託者の正当な請求書の提出日から30日以内に支払うとする。

(5) 緊急時において、タクシー等での移動が生じた場合、費用は受託者にて建て替え、精算時に追加費用として請求すること。

10 再委託の禁止

受託者は、委託業務の処理を第三者等に委託、又は請け負わないこと。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

11 その他

本委託契約において、この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、本市と協議のうえ処理すること。

第6章 見積書について

(1) 委託費について

平和大使20名に係る費用を、以下の内容を含め算出すること。

- ①費用内訳については、バス代、印刷代、諸経費、宿泊代、昼食代、夕食代、航空賃・鉄道賃、保険、入館体験料、添乗員費等を表示したうえで合計総額表示にすること。
- ②参加者の保険は委託料には含めず、別紙で見積もりを作成すること。保険の内容が分かる資料を添付すること。
- ③献花一束(5,000円程度)、また企画実施による諸費用を含めること。
- ④旅行契約解除に係る取消料の詳細一覧を記載する。

※本業務の最終的な参加人数は契約後に決定するため、予定人数を下回る可能性がある。受託者は人数減に柔軟に対応できることとし、1名あたりの取消料および取消料が発生する時期を明記すること。

(2) 引率職員の旅費について

引率職員(3名)の旅費は、委託費に含めない。職員の旅費については、1名あたりの単価を明示した見積書を委託費とは別に作成・提出することとし、支払いは別途精算とする。

- ①1名あたりの宿泊代は、以下の【宿泊内容】を踏まえること。

【宿泊内容】

宿泊日数：2泊

食事回数(宿泊場所での食事も含む)：朝食2回、昼食3回、夕食2回

- ②航空賃及び鉄道賃、宿泊費、食糧費、入館料(体験料)を項目ごとに見積もり、それ以外の経費は委託費で計上すること。
 - ③保険は加入しない。
 - ④旅行契約解除に係る取消料の詳細一覧を記載する。
- ※1名あたりの取消料および取消料が発生する時期を明記すること。